

目標工賃達成加算の概要について

H28. 4. 1

1 該当するサービス：就労継続支援B型

2 当該加算についての概要

種類	目標工賃達成加算(Ⅰ)	目標工賃達成加算(Ⅱ)	目標工賃達成加算(Ⅲ)
加算の要件	① 前年度の工賃実績が大阪府最低賃金の2分の1(円未満四捨五入)を超えていること。	① 前年度の工賃実績が大阪府最低賃金の3分の1(円未満四捨五入)を超えていること。	① 前年度の平均工賃実績が、前年度の大阪府の施設種別平均工賃を超えていること。
	② 前年度の工賃実績が、事業所において策定した「工賃向上計画」に定める目標工賃を超えていること。	② 前年度の工賃実績が、事業所において策定した「工賃向上計画」に定める目標工賃を超えていること。	② 「工賃向上計画」を策定しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容の見直しなど「工賃向上計画」に基づく取組を実施していること。
	③ 「工賃向上計画」を策定しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容の見直しなど「工賃向上計画」に基づく取組を実施していること。	③ 「工賃向上計画」を策定しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容の見直しなど「工賃向上計画」に基づく取組を実施していること。	③ 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績を超えていること。(経済状況等により低下する場合を除く。)
	④ 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績を超えていること(経済状況等により低下する場合を除く。3-⑥参照)	④ 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績を超えていること(経済状況等により低下する場合を除く。3-⑥参照)	
	①～④全て満たしていること	①～④全て満たしていること	①～③全て満たしていること

3 その他留意点

- ① 目標工賃は、時間当たりの工賃、1日当たりの工賃又は1日当たりの工賃の中から実際の工賃支払に応じ選択すること。
- ② 目標工賃については、目標工賃達成加算の要件を満たさない額でも設定できる。
- ③ 工賃実績報告の提出の際には、目標工賃を設定する前年度の工賃の平均額を、目標工賃の設定に合わせた工賃の支払い体系(時間当たりの工賃、1日当たりの工賃又は1月当たりの工賃)で報告すること。
- ④ 前年度の大阪府施設種別平均工賃(目標工賃達成加算Ⅲの算定要件①)の算定要件に当たっては、都道府県内の工賃実績が上位25%の事業所及び下位25%の事業所を除いて算出するものとする。
- ⑤ 前年度の年度途中に就労移行支援事業所等から就労継続支援B型事業所へ移行した場合、前年度の当初において該当する施設種別での工賃実績と移行後の工賃実績を合算して算出し、施設種別平均工賃と比較すること。
- ⑥ 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であることとなっているが、やむを得ないと認められる場合はこの規定を適さない。
 - ・全体の8割の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合
 - ・原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合
 - ・前々年度が特別な事情により前々年度の工賃実績が大幅に増加した場合